

東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）・汚物処理場の変更（豊橋市決定）

都市計画ごみ処理場中第1号廃棄物総合処理施設（一般廃棄物処理施設・汚物処理場）を次のように変更する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ処理場名			
1	廃棄物 総合処理施設	豊橋市豊栄町、 東七根町地内	約 9.2ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理由

豊橋市及び田原市が共同で安定的かつ効率的に廃棄物を処理するために既存の余熱利用施設やリサイクル施設と一体的に廃棄物総合処理施設を整備・運用する。そのために、都市計画を変更して廃棄物総合処理施設の区域を拡張するものである。